

(別紙1)

位置 番号	地区記号 区域番号	位置	現況地目	用途区分	面積(㎡)	変更後の土地利用計画					変更 後の 農地 区分	理由
						公共用地	山林原野	工場敷地	宅地	その他		
1	A-2-2	沼田西町惣定940番1	田	田	109.00					109.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
		沼田西町惣定942番1	田	田	904.00					904.00	2	
2	A-3-1	幸崎能地七丁目2141番14	雑種地	畑	90.00				90.00		2	申出地を宅地及び駐車場として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
3	B-2	本郷町船木字西藤附3363番	雑種地	畑	95.00				95.00		2	申出地を宅地進入路及び駐車場として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
4	B-3	本郷町上北方字兼保谷2547番1の一部	畑	畑	1.00					1.00	2	申出地を携帯電話無線基地局として使用するため除外する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。法第10条第4項に該当しており、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当する。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはないため、申出地を除外する。
5	B-4	本郷町南方字違迫1592番	田	田	744.00					744.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
		本郷町南方字違迫1594番	田	田	716.00					716.00	2	
		本郷町南方字違迫1595番	田	田	455.00					455.00	2	
6	C-2	久井町羽倉字峠之岡10033番1	田	田	908.00					908.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
7	C-2	久井町羽倉字峠之岡10035番の一部	田	田	1,567.00					1,567.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
8	C-3	久井町土取字清水183番	田	田	695.00					695.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
		久井町土取字清水185番	田	田	346.00					346.00	2	
		久井町土取字清水187番	田	田	405.00					405.00	2	
9	C-3	久井町土取字清水190番1	田	田	1,401.00					1,401.00	2	申出地を太陽光発電施設として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
10	D-1	大和町萩原字高丸11503番4	田	田	1,010.00					1,010.00	2	申出地をもみ殻堆肥置場等として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
11	D-1	大和町篠74番1	雑種地	畑	91.00					91.00	2	申出地を植栽帯として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。
12	D-2	大和町大草字権助迫9653番1	畑	畑	420.00				420.00		2	申出地を進入路兼駐車場として使用するため除外申出する。申出地は集团的農用地から外れており土地改良事業も施行していない。申出地以外に用地を確保できる土地は他にはなく、法第13条第2項の要件をすべて満たすため、申出地を除外する。

[illegible]